

公益財団法人兵庫県生きがい創造協会高齢者園芸センター管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人兵庫県生きがい創造協会高齢者園芸センターの設置及び管理に関する規程（以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、高齢者園芸センターの管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(貸農園の利用手続等)

第2条 規程第3条第1号の指導者付貸農園ファミリーファーム（以下「貸農園」という。）を利用しようとする者は、ファミリーファーム利用申込書(様式第1号)により、利用申込みをしなければならない。

2 貸農園の利用区画は、小区画、大区画及び新区画に区分し、小区画については1人当たり3区画まで、大区画及び新区画については1人当たり1区画の利用申込みを受け付けるものとする。

3 理事長は、第1項の利用申込みを承認したときは、当該利用申込みをした者に利用決定通知及び利用料納付依頼をするものとする。

(貸農園の利用料)

第3条 規程第4条第3項の利用料の額は、別表のとおりとする。

2 利用決定に係る期間が1年に満たない場合は、利用月数に応じた額とする。この場合において、当該期間に1箇月に満たない端数があるときは、これを1箇月として算定する。

3 第1項の利用料は、利用決定に係る期間について、前納しなければならない。

(利用料を返還しない特別の理由)

第4条 規程第4条第4項ただし書の特別の理由は、利用者の死亡、病気等利用を継続することができないやむを得ない事情があることとする。

(園芸講座の受講料)

第5条 園芸講座は年間10回の連続講座とし、受講料の額は1,000円とする。

2 貸農園の利用者が受講する場合は、受講料を徴しないものとする。

(果実オーナー事業)

第6条 果実オーナー事業として柿の実オーナー事業を実施する。

2 柿の実オーナーになろうとする者は、柿の実オーナー申込書(様式第2号)により、申込みをしなければならない。

3 理事長は、前項の申込みを承認したときは、当該申込みをした者に決定通知及びオーナー会費納付依頼をするものとする。

(オーナー会費)

第7条 オーナー会費の額は、果樹1本ごとに別に定める利用料の額とし、複数の果樹のオーナーになる場合は当該利用料の合計額とする。

2 オーナー会費の額は、申込み承認時に決定し、その後の収穫量の多寡による額の変更は行わないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(高齢者園芸センターファミリーファームの利用細則の廃止)

2 高齢者園芸センターファミリーファーム利用細則は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

利用区画の区分	1区画当たり利用料
小区画 (1区画 16.5 m ²)	年 7,200 円
大区画 (1区画 32.0 m ²)	年 18,000 円
新区画 (1区画 30.0 m ²)	年 18,000 円